

群馬県カワウ適正管理計画
(第二種特定鳥獣管理計画・第二期計画)

平成31年3月

群馬県

目次

1	はじめに	1
	(1) カワウについて (2) 計画策定の背景と目的	
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	3
4	管理が行われるべき区域	3
5	経過と現状	3
	(1) 第一期計画における主な取組 (2) 第一期計画の評価 (3) 生息状況 (4) 被害の状況 (5) 対策の状況	
6	管理の目標及び方針	8
	(1) 群馬県鳥獣対策基本方針 (2) 適正管理の方針 (3) 適正管理の目標	
7	個体数調整に関する事項	11
	(1) 個体数調整に関する考え方 (2) 個体数調整の実施方法	
8	ねぐら・コロニーにおける対策	11
	(1) 定着コロニーの管理 (2) 新規コロニーの管理 (3) 既存ねぐらの管理 (4) 新規ねぐらの管理	
9	採食地における対策	13
	(1) 飛来防止・追い払いの実施 (2) 着水防止対策 (3) 魚類の避難場所の設置 (4) 放流方法の工夫 (5) 有害鳥獣捕獲 (6) 新規採食地での予察捕獲 (7) 河川環境の整備	
10	その他適正管理のために必要な事項	14
	(1) カワウの生態、被害対策に関する啓発 (2) モニタリングの実施 (3) 検討・評価の実施 (4) 捕獲技術の導入・啓発、捕獲従事者の養成 (5) 県内における実施体制 (6) 広域的な連携	
	資料	16
	(1) カワウ被害及び生息数の相関図 (2) ねぐら・コロニー調査結果 (3) 生息状況調査地 (4) 被害対策のための具体的手法	

1 はじめに

(1) カワウについて

ア 生態的特徴

カワウは体長 80cm 程度、翼開長 130cm 程度の大型魚食性鳥類である。昼行性で、河川湖沼で魚類を捕食する。潜水も得意で、一日あたり 500g を捕食する。夜間は集団でねぐら(*1)をとることが多く、繁殖もコロニー(*2)を作って集団で行う。ねぐら・コロニーを生活の拠点として、夜明け前から周辺の水辺へ採食のために飛び立つ。一日に 40km 程度を移動できるほど飛翔能力が高いことから、陸上哺乳類と比較しても、適正な管理には、より困難が伴う。

繁殖期は一般に、3月～7月くらいであるが、通年で繁殖することも可能であり、巣が壊れたり卵がなくなったりすると繁殖をやり直すため、繁殖期が長くなるといわれる。また、コロニーへの攪乱(*3)により個体群が拡散してしまうと、拡散先で新たなコロニーを作り、生息数がより増加する(*4)ことがある。このことも管理を困難にする要因である。

*1 夜間の休息時に使用する場所。カワウの場合、数十羽から数百羽の単位で、水辺の樹木にとまる。糞により樹木や周辺一帯が白くなることがある。集団で寝泊まりするのみで繁殖はしない点がコロニーとの相違。

*2 繁殖（産卵・抱卵・子育て（育雛））を行う場所。ねぐらで利用されていた場所が、コロニー利用に変化することもある。

*3 カワウに恐怖心を抱かせて、カワウの個体群に混乱を起こさせること。銃器捕獲や花火等を使用した追い払いが該当するが、調査のためにねぐらやコロニーに人間が踏み込んだだけでも攪乱につながる場合もある。

*4 拡散は、個体群が散って広がること。つまり、攪乱行為により、元々定着していたねぐら・コロニーから逃げ出した個体が、新たな場所にねぐら・コロニーを形成することである。一般に、成立年代の古いコロニーよりも新しいコロニーの方が繁殖効率は高いとされるため、対策を行った結果として、攪乱のために個体数の増加ぶりがより激しくなる場合がある。

イ 生息分布

かつてカワウは、全国的に分布していた(*1)とされているが、水域生態系の高次捕食者であり環境汚染の影響を受けやすい(*2)こともあり、内湾の埋め立てやPCB等の有害化学物質による河川環境汚染により個体数が減少し、昭和46年には、コロニー3カ所、個体数3,000羽以下と絶滅寸前の状況であった。しかしその後は、水質浄化による生息環境改善により利用可能な食物資源増加に伴って個体数が増加し、生息域も拡大している。

群馬県では、鳥獣関係統計において大正12年に狩猟によりウ類30羽の捕獲の記録があるが、昭和4年以降の狩猟捕獲数(*3)は0羽となっている。飛来状況については、昭和48年発行の文献(*4)で「稀に飛来する鳥」と記述されており、これ以前の資料はない(*5)とされる。その後、昭和57年の調査で県内への飛来が確認され、昭和63年には5市町村でカワウの飛来記録がある。10年後の平成10年には飛来数が急激に増加し飛来記録のある箇所は30市町村まで拡大、さらにその10年後の平成20年には57市町村となり、その後65市町村まで拡大した。(市町村数は平成の大合併前の70市町村中)。

県内の繁殖状況については、昭和 60 年時点で「繁殖記録はなく」と記録(*5)されている。その後、平成 9 年に頭無沼（前橋市）で営巣が確認されて以来、生息の拠点も増え、現在確認されているねぐら・コロニーは 14 箇所となっている。

*1 環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」（平成 25 年）

*2 植物プランクトンが動物プランクトンに食われ、動物プランクトンが（植物プランクトンとともに）魚に食われ、魚がより大きい別の魚に食われ、その魚をカワウが餌として捕食する。河川水に流出した環境汚染物質は、この過程の中で次第に濃縮され、カワウの体内には河川環境内より遥かに高い濃度の汚染物質がたまってしまうため、他の生物より環境汚染の影響を受けやすくなる。

*3 昭和 22 年に狩猟鳥ではなくなり、平成 19 年に再び狩猟鳥となるまで、狩猟による捕獲は禁止されていた。

*4 卯木達朗「群馬の野鳥」（昭和 48 年）

*5 卯木達朗「群馬県動物誌（群馬県の鳥類）」（昭和 60 年）

ウ 被害の状況

近年の生息数の増加に伴い、全国的に内水面漁業への被害の増加や、ねぐら・コロニーにおける生活環境被害・景観悪化が問題となっている。

県内でも、各地の河川湖沼では飛来したカワウによるアユやマス類等の水産資源への被害が大きな問題となっており、養殖場では飼育魚の被害やその対策に伴う生産量の減少等、大きな被害を受けている。また、生息地付近では糞や鳴き声による生活環境被害も報告されている。このほか、漁場へのカワウの飛来により魚が釣れないとされる風評やねぐら・コロニー付近での景観悪化等による観光業への影響や、希少魚捕食による生態系被害も懸念される。

(2) 計画策定の背景と目的

漁業被害においては各漁業協同組合（以下「漁協」という。）等により、追い払いを中心とした被害対策が行われているところである。また、市町村または漁協により有害鳥獣捕獲を実施している状況にあるが、依然として人とカワウとの軋轢解消には至っていない。

このため、内水面漁業被害の軽減により、人とカワウとの軋轢解消を目指し、群馬県カワウ適正管理計画（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下、「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 に基づく第二種特定鳥獣管理計画）を策定するものである。

なお、本計画は群馬県カワウ適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第一期計画）からの継続計画と位置づける。

2 管理すべき鳥獣の種類

カワウ (*Phalacrocorax carbo*)

3 計画の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

ただし、カワウの生息状況及び社会状況に変化が生じた場合には、必要に応じて適宜、計画の見直しを行う。

4 管理が行われるべき区域

カワウは、次項で示すとおり県内全域に生息している。ねぐら・コロニーについても広範囲に広がっており、また今後移動することも考えられることから、計画区域は県内全域とする。

5 経過と現状

(1) 第一期計画における主な取組

第一期計画では、定着コロニーにおいて規模の抑制と安定的な管理に努めることとされ、その手段として、平成28年度から平成30年度にかけて3年間の実証事業で銃器による捕獲であるカワウシャープシューティングを実施し、検証を行うこととした。

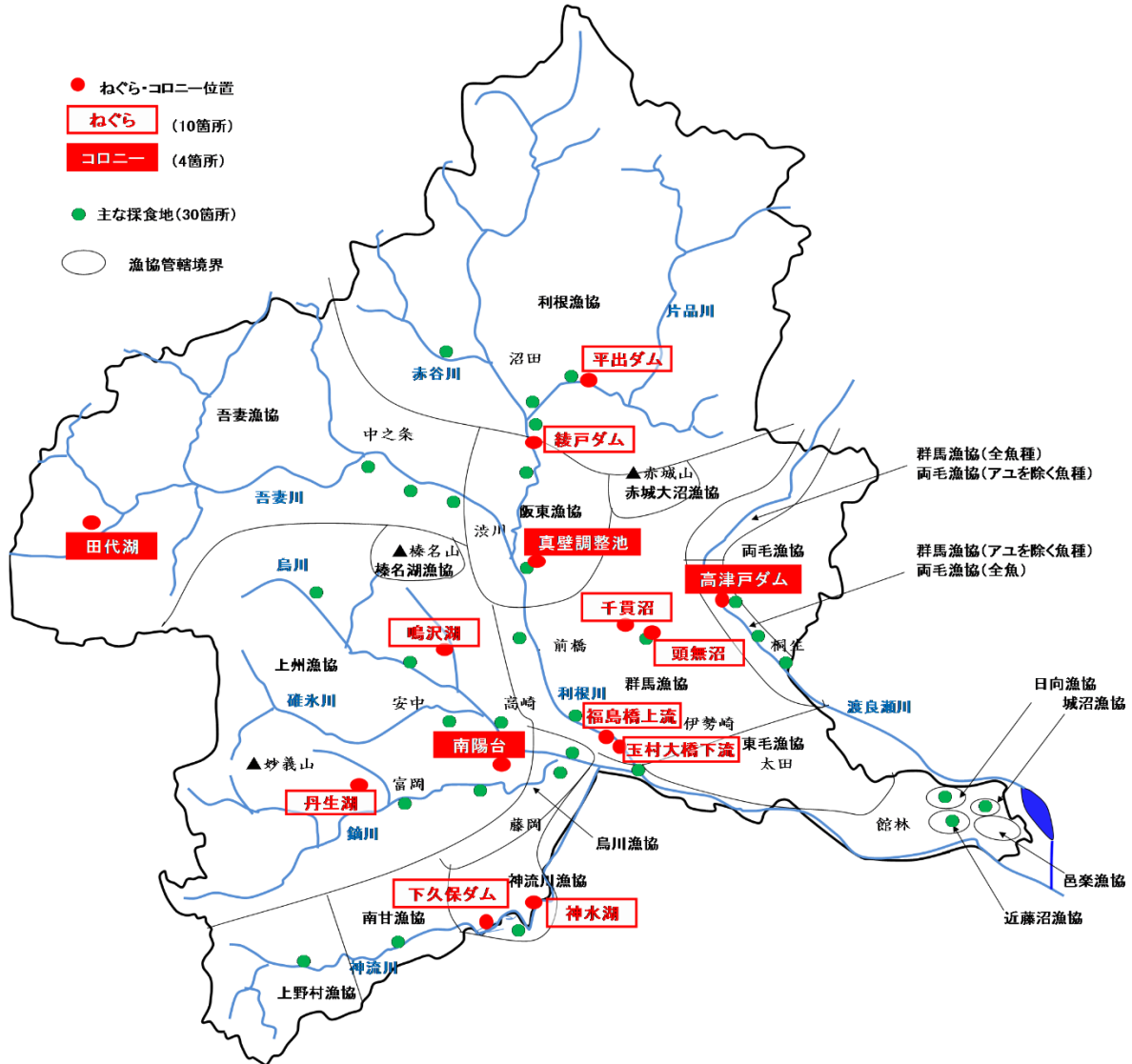
カワウシャープシューティングは、平成28、29年度の2カ年では、高津戸ダム（みどり市）、南陽台（高崎市）のコロニーにおいて、2月～7月が本県のカワウの繁殖期とされていることから、年度上期の5月～6月と年度下期の2月～3月に実施した。捕獲数は、平成28年度が634羽、平成29年度が232羽となっている。

(2) 第一期計画の評価

第一期計画策定時には、県内のカワウの個体数は、増加の度合いを強めていたが、従来からの漁協等による追い払いを中心とした被害対策、市町村または漁協による有害鳥獣捕獲、実証事業としてのカワウシャープシューティングの実施といった関係者の対策により減少に転じ、第一期計画における適正管理目標を達成する結果となった。

(3) 生息状況

カワウの生息分布については、南西部では上野村、東部では板倉町、北部では嬭恋村やみなかみ町でも生息が確認されており、カワウの分布域は県内の全域にわたる。ねぐら・コロニー及び飛来数の多い採食地の位置を図1に示す。



[図1 ねぐら・コロニー及び主な採食地の位置図]